

## 岐阜県里親登録証取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する養育里親及び養子縁組里親が携帯する「里親登録証」（以下「登録証」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この要領の対象となる者は、養育里親名簿及び養子縁組里親名簿に登録された里親とする。

### (様式)

第3条 登録証の様式は、別記第1号様式によるものとする。

### (交付)

第4条 登録証の交付を希望する者は、「里親登録証交付申請書」（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の申請書の提出があった場合は、登録証を交付するものとする。

### (有効期間)

第5条 登録証の有効期間は、里親名簿の登録の有効期間までとする。

### (貸与等の禁止)

第6条 里親は、登録証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

### (再交付)

第7条 里親は、氏名を変更したとき又は登録証を紛失し、汚損し、若しくは破損したときは、「里親登録証再交付申請書」（別記第3号様式）によりその旨を知事に届け出て、登録証の再交付を受けることができる。

### (返納義務)

第8条 里親は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに登録証を返納しなければならない。

- 一 里親名簿の登録が消除されたとき
- 二 登録証の有効期間が満了したとき

## 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第3条関係）

養育里親登録証（サイズ50mm×82mm）

（表面）

<b>養育里親登録証</b>			
氏 名			
生年月日			
住 所			
上記の者は、児童福祉法第6条の4第1項の規定に基づく養育里親として登録されている者であることを証明する。			
登録番号			
登録年月日	年	月	日
有効期間	年	月	日
	年	月	日
		岐阜県知事	印

（裏面）

1 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 養育里親登録名簿から削除されたときは、速やかに返還すること。
交付元
岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課

養子縁組里親登録証（サイズ50mm×82mm）

（表面）

<b>養子縁組里親登録証</b>			
氏 名			
生年月日			
住 所			
上記の者は、児童福祉法第6条の4第2項の規定に基づく養子縁組里親として登録されている者であることを証明する。			
登録番号			
登録年月日	年	月	日
有効期間	年	月	日
	年	月	日
		岐阜県知事	印

（裏面）

1 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 養子縁組里親登録名簿から削除されたときは、速やかに返還すること。
交付元
岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

里親登録証交付申請書

里親登録証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

里親の種別 (いずれか、も しくは両方に ○を付すこと)		養育里親	登録番号	
		養子縁組里親	登録番号	

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_

里親登録証再交付申請書

下記の事由により、里親登録証の再交付を申請します。

記

登録証の種別 (いずれかに○ を付すこと)		養育里親登録証
		養子縁組里親登録証
申請事由		
申請事由 発生年月日	年 月 日	